



適時開示体制概要書
(適時開示に係る宣誓書添付書類)

平成 19 年 7 月 13 日

会社名 大証金 (大阪証券金融株式会社)
(コード番号 8512 東証第1部)

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

記

1 会社情報の把握、管理体制

(1) 発生事実に関する情報

各業務執行部門において、証券取引所が定める適時開示規則等に照らして開示が必要となる可能性がある情報の発生が認識されたときは、部門長との協議を経て、直ちに常勤取締役、本店部長及び東京支社長で構成する定時または臨時の経営会議に諮ります。

経営会議において開示が正式決定された情報は、企画総務部長（情報取扱責任者）の管理下に置かれ、関係者に対しインサイダー情報に関する注意喚起を行う。

また、取締役会には事前または事後に報告します。

(2) 決定事実及び決算に関する情報

①取締役会または経営会議等において、証券取引所が定める適時開示規則等に照らして開示が必要となる可能性がある事実が決定されたとき、②決算集計及び財務諸表等の作成作業が終了し、臨時経営会議を経て取締役会において正式な決算情報として承認されたとき、当該情報は企画総務部長（情報取扱責任者）の管理下に置かれ、関係者に対しインサイダー情報に関する注意喚起を行う。

2 会社情報の適時開示体制

開示が確定した情報については、原則として当日中にTDnetへのオンライン登録を行うとともに、併せて報道機関に対しても開示資料を配布します。

また、TDnetによる開示後、当社ホームページにおいても同様の情報開示を行う。

発生事実

決定事実・決算情報

